

第2次  
仙北市行政改革大綱

平成23年8月

仙 北 市

## 《 目 次 》

I	これまでの行政改革の取組	1
II	本市の財政状況	2
III	第2次仙北市行政改革大綱策定の必要性	5
IV	行政改革大綱の推進方針	5
	1 財政的な視点からの改革	6
	2 行政運営的な視点からの改革	6
	3 人的な視点からの改革	6
	4 行政改革大綱体系図	7
	5 行政改革大綱の計画期間	7
	6 行財政改革の推進体制	7
V	行政改革の具体的な取組	8
	1 健全な財政運営の推進	8
	2 効率的な事務事業の推進	9
	3 効果的な組織機構編成と定員適正化	10
	4 職員の能力開発と人事管理	11
	5 市民協働の行政運営の推進	11

## I これまでの行政改革の取組

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行され、今後、さらに国や県との分担すべき役割を明確にし、自主性や自立性を高めることが課題となってきた。このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければ、地方分権時代に的確に対応した市政を推進していくことが出来ないことを意味している。

こうした中、地方行政が直面する厳しい環境に対応した、簡素で効率的な行財政運営を目指し、「徹底した行政のスリム化」「市民と行政の協働による地域運営」を改革テーマとして推進に努めてきた。平成18年度初年度とした「仙北市行政改革大綱」において実施計画に基づき、合併後の仙北市の発展を目指し、行財政改革推進項目46項目のうち40項目の様々な改革への取り組みを実施してきたが、「公有財産の有効活用」「受益と負担の見直し」等の項目において、実施に向けた課題等が残されている。

### — 仙北市行政改革大綱（平成18～22年度）の主な取組実績 —

#### ○行政評価システムの構築

- ・平成19年度事業より、事務事業評価を実施

平成19年度事業	平成20年度事業	平成21年度事業
200事業	197事業	50事業

#### ○公共施設トータルコストシステムの導入

- ・平成19年4月1日  
 桧木内、上桧木内小学校を統合 ⇒ 桧木内小学校
- ・平成20年4月1日  
 角館東、角館西、西長野小学校を統合 ⇒ 角館小学校

#### ○民間委託等の推進

- ・指定管理者制度の導入

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
導入施設数	2 (2)	17 (19)	5 (24)	1 (25)	3 (28)	3 (31)

※（ ）は年度末導入施設合計

### ○福祉施設の民間移譲

- ・平成21年4月1日 「特別養護老人ホームたざわこ清眺苑」
- ・平成23年4月1日 「養護老人ホーム角館寿楽荘」  
「特別養護老人ホームかくのだて桜苑」

### ○職員定員の適正化

- ・普通会計職員数（実績比較）で平成22年4月1日、448人、平成17年度比62人削減（削減率12.2%）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
目標職員数	—	500	495	483	462	449
実績職員数	510	491	487	470	467	448
目標比較	—	△9	△8	△13	5	△1

### ○補助金等の整理合理化

- ・補助金審査委員会の設置・団体ヒアリングの実施

### ○第三セクター及び外郭団体の経営改善

連絡協議会の設置、経営改善計画の策定

こうした行政改革の結果、安定的な財政運営を実施してきた。

## Ⅱ 本市の財政状況

先行き不透明な経済情勢や人口減少による地方交付税の減少、生産人口の減少に伴う税収の減少などにより、歳入は縮小する一方で、少子高齢化の進展による医療・介護などの社会保障費の歳出は拡大する構造に変化してきている。これは、一時的ではなく恒常的なものとなっており、国及び地方とも健全な財政運営を行っていくには、この歳入縮小と社会保障費拡大による財源確保のための歳出抑制が必要となってきた。

財政状況の変化は、これまで安定した財政運営を行ってきた本市においても例外ではなく、本市の財政状況は非常に厳しい基調が続くと見込まれる。

## 仙北市財政状況の推移（普通会計・決算）

### 【財政収支】

（単位：百万円）

区 分		H17	H18	H19	H20	H21		
歳 入	財 自 源 主	市 税	2,835	2,735	2,908	2,843	2,718	
		その他自主財源	2,746	1,702	1,799	1,668	1,564	
		小 計	5,581	4,438	4,708	4,511	4,282	
	依 存 財 源	地方交付税	7,764	8,247	8,312	8,649	8,938	
		国庫支出金	1,345	1,643	2,131	1,498	3,178	
		県 支 出 金	1,299	1,375	1,239	873	1,289	
		その他依存財源	890	950	702	665	640	
		地 方 債	2,040	1,957	1,972	2,778	2,080	
		小 計	13,338	14,173	14,356	14,462	16,125	
	歳入合計		18,919	18,610	19,064	18,973	20,408	
	歳 出	義 務 的 経 費	人 件 費	4,171	4,079	4,042	3,949	3,958
			扶 助 費	1,208	1,759	1,797	1,840	1,887
			公 債 費	3,007	3,095	3,152	3,251	3,249
小 計			8,386	8,933	8,991	9,040	9,094	
そ の 他 経 費		6,437	6,002	6,057	6,052	7,124		
投 資 的 経 費		3,635	3,241	3,604	3,475	3,700		
歳出合計		18,457	18,176	18,652	18,567	19,918		
財政調整基金残高		1,145	1,489	1,518	1,619	1,831		
地方債現在高		28,015	27,401	26,724	26,723	26,014		

その他自主財源	諸収入、使用料、繰越金、分担金・負担金、財産収入、手数料、繰入金寄付金。
その他依存財源	地方譲与税、地方消費税交付金、軽油取引税・自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金、交通安全交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて実施する生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
その他経費	物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、投資・出資・貸付金、積立金。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる貯金。

## 【主な財政指標】

区 分		H17	H18	H19	H20	H21	財政再生基準
財政力指数		0.287	0.294	0.295	0.291	0.297	
経常収支比率(%)		95.3	92.6	92.9	92.7	92.2	
財政健全化法における健全化判断比率	実質赤字比率(%) (早期健全化基準)	—	—	— (13.10)	— (13.07)	— (13.02)	20.00
	連結実質赤字比率(%) (早期健全化基準)	—	—	— (18.10)	— (18.07)	— (18.02)	40.00
	実質公債費比率(%) (早期健全化基準)	19.4	20.2	19.5 (25.0)	19.8 (25.0)	20.4 (25.0)	35.0
	将来負担比率(%) (早期健全化基準)	—	—	165.1 (350.0)	156.6 (350.0)	144.0 (350.0)	—

財政力指数	地方交付税法の規定で算定した標準的に収入される市税など（基準財政収入額）を、平均的な水準で行政を行った場合に要する経費（基準財政需要額）で除して得た数値。1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標。市税、地方交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源のうち、義務的経費等の経常的な経費に使われる一般財源の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入とされる経常的な一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

### Ⅲ 第2次仙北市行政改革大綱策定の必要性

地方分権の更なる進展、人口減少、少子高齢化、金融恐慌による不況や地球温暖化などの環境問題に対する関心の高まりによる社会情勢の変化等により、本市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

しかしながら、このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高さなど、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムの構築が強く求められている。

このため、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かい相互に協力、連携し、協働によるまちづくりを推進することが課題となっており、これまでの行政改革の経過を踏まえ、行政経営の視点から、「市民との協働による効率的な市政運営」を念頭に、市民との共通理解のもと「自立した自治体の確立」の実現を目指し、平成23年度を初年度とする第2次仙北市行政改革大綱を策定するものとする。

### Ⅳ 行政改革大綱の推進方針

本市を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの的確な対応が求められており、限られた財源、人員で、効率的・効果的な行財政運営の推進に当たっては、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムを構築していく必要がある。

本大綱では、3つの基本方針「持続可能な行財政運営」「質の高い行政サービスの提供」「市民協働のまちづくり」に基づき、5つの重点項目「健全な財政運営の推進」「効率的な事務事業の推進」「効果的な組織機構編成と定員適正化」「職員の能力開発と人事管理」「市民協働の行政経営の推進」を定め、「財政的な視点」「行政運営的な視点」「人的な視点」で行政改革を推進することとする。

## 1 「財政的な視点からの改革」

市税、地方交付税などの一般財源は抑制基調にあることから、新たな自主財源の確保や市税等の収納率向上による歳入の確保に努める。

また、将来にわたり必要な市民サービスを提供し更なる充実を図るためには、長期に安定した財政基盤と弾力性のある財政構造を確立する必要があり、経常経費の抑制、後年度の財政負担を考慮した適正規模の市債発行に努め、財政の弾力性を確保し歳入歳出均衡の原則に基づき、自主性・自立性の高い健全な財政基盤を構築する。

## 2 「行政運営的な視点からの改革」

成果重視と市民重視の観点から、限られた人材や財源を有効に活用し、市民満足度の高い行政サービスの提供を図るとともに、意志決定や対応の迅速化及び組織のスリム化と横の連携を重視した組織機構を構築する。

また、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に立ち、目標達成や費用対効果の観点から施策の重点化等を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努める。

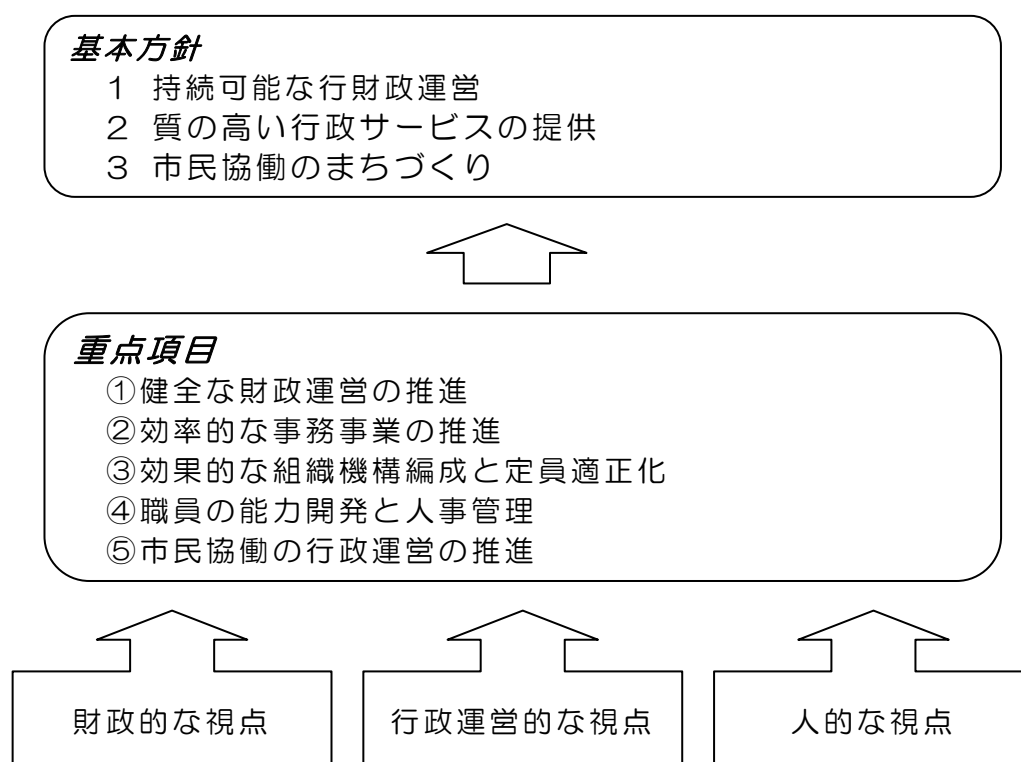
## 3 「人的な視点からの改革」

各種の施策が確実に展開され、効率的に質の高い公共サービスを提供していくため、職員一人ひとりの資質の向上や業務執行能力の向上を図るとともに、限られた職員で、より効果的に能力を引き出すためにスキルアップに努める。

また、将来にわたり質の高い公共サービスの維持、向上を図り、市民の満足度を最大限に向上させるためには、市民と行政との適切な役割分担のもとで「自助・共助・公助」がバランスよく融合した地域コミュニティの醸成に努める。



## 4 行政改革大綱体系図



## 5 行政改革大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

## 6 行政改革の推進体制

本大綱を着実かつ計画的に推進していくために、仙北市行政運営会議において、大綱の進捗状況を管理することとする。

大綱に基づき策定する実施計画には可能な限り実施年度や数値目標等を掲げることとし、成果の検証は毎年実施する。ただし、社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に適切に対応させる必要が生じたときには、見直しを行うこととする。

また、進捗状況は、仙北市行政改革懇談会に報告し、多面的な観点から意見を求めるとともに、ホームページ等により年1回公表するものとする。

## V 行政改革の具体的な取り組み

### 1 健全な財政運営の推進

#### 1 持続可能な財政運営

行政評価システムにより、市が進める事務事業を対象に必要性、妥当性、有効性、効率性等を中心に評価し、その結果に基づき事務事業の方向性を決定していく。評価にあたっては、市職員による評価だけでなく、市民や有識者により構成される外部評価委員会による評価を加えることで評価の客観性を高めていく。

また、公営企業の経営においては、独立採算制の原則に立ち、経済性や合理性を発揮し経営健全化に努める。

#### 【取組項目】

- 1－1 行政評価システムの推進
- 1－2 補助金等の見直し
- 1－3 公営企業の経営健全化
  - ① 病院事業
  - ② 水道事業
  - ③ 下水道事業
  - ④ 温泉事業

#### 2 計画的な財政運営

中長期的な視点に立った計画的な財政運営を図るため、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、市の資産・債務の実態を把握する。

また、公債費負担比率及び将来負担比率は、地方交付税の減少や標準財政規模の縮小の予測に伴って数値の上昇が見込まれる。このため、地方債発行に当たっては、後年度の公債負担を十分に考慮し、市債債残高の縮減を図るとともに資産と負債のバランスを念頭に入れた財政経営を行い、各指標の維持・改善に努める。

#### 【取組項目】

- 2－1 新地方公会計制度の導入と活用
- 2－2 財政指標等の維持・改善

### 3 自主財源の確保

地方公共団体が行政活動の自主性・安定性を高め、真に地域の担い手となるためには、安定した自主財源の確保が必要である。

このため、各種使用料や手数料について見直しを行い、現在無料となっているものについても受益者負担の原則の観点から有料化を検討し、定期的な見直しを行う。

また、市税等の滞納の解消は負担の公平性の観点から重要な事項であり、引き続き積極的に取り組む。その他、遊休資産の売却や貸付を積極的に推進し、財源の確保に努める。

#### 【取組項目】

- 3－1 市税・使用料等の収納率向上
- 3－2 滞納対策強化による収納率向上
- 3－3 受益者負担の適正化
- 3－4 遊休地等の売却・貸付の推進

## 2 効率的な事務事業の推進

### 4 簡素で効率的な行政運営

社会情勢の変革に伴い、行政の公平・公正を保ち、簡素で効率的な行政運営を図る必要がある。そこで、部・課を超えた横断的な連携システムと応援体制を構築するため、事務処理マニュアルを作成し、適切に対応できる体制を図る。

また、事務事業の職員一人1改善を実施し、事務の効率化を図るとともに、新たな課題発見や職員の意識の向上を図る。

#### 【取組項目】

- 4－1 業務の標準化と共有
- 4－2 組織内事務改善の推進

### 5 行政サービスの見直し

市民に対する公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高めていく必要がある。そのために、申請書や届出書類の簡素化、住民票・印鑑証明書の自動交付機の設置を推進する。

また、インターネットを活用した行政サービスの提供として、公共施設の空き情報から予約管理システムの導入を推進する。

【取組項目】

- 5-1 窓口業務の拡充
- 5-2 市民利便性の向上

## 6 効率的な施設運営

公の施設の管理運営について、市民ニーズへの対応や運営の効率化を図る必要がある。市で運営する場合と民間の専門性や効率化を活かして運営する場合との比較検討を行ったうえで、民間移譲・指定管理者制度の導入・管理委託・統合を検討する。

【取組項目】

- 6-1 公共施設の運営方法の見直し

## 3 効果的な組織機構編成と定員適正化

## 7 組織機構の体制整備

組織機構は、新たな行政課題や多様な市民ニーズの変化に対応できるように、柔軟に見直しを進める必要がある。その中で、簡素で効率的な組織・機構の整備を行うとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい体制を整える必要がある。このため、限られた人材資源を有効活用し、効率的な事務ができるよう、本庁・支所、部局間の役割分担を見直し、更なる連携の強化を図る。

また、支所等については、市民の利便性に配慮しながら、窓口業務、維持管理業務など地域に密着した業務、地域の活力を生み出す業務に特化するなど、支所機能の抜本的な見直しを図る。

【取組項目】

- 7-1 機動的な組織体制の確立

## 8 適正な定員管理

財政の健全化を図るうえで、職員削減は人件費の抑制につながる重要なことであるが、職員数を減らすことは市民サービスに大きな影響を与えることにもつながる。このようなことから、事業の処理に要する適正な職員数を定め、住民サービスの水準を確保しつつ、計画的に組織機構の簡素化や職員の適性配置に取り組む。

### 【取組項目】

#### 8-1 適正な定員管理の推進

## 4 職員の能力開発と人事管理

### 9 自己研鑽意識と目的意識の確立

改革を進めるのは、職員自らが改革しようとする意欲の向上が必要である。そのためにも、職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組んでいくように、行政評価や人事考課、職員研修などを意識改革の手法として活用し、職員一人ひとりが地方分権時代を見越し、時代の変化に対応しうる政策形成能力を備えた資質の高い職員への意識改革を図る。

また、職員の勤労意欲の向上や健康に配慮した人事制度を確立するため、職員的能力・得意分野の把握、意欲や能力を有する職員の積極的な登用、スペシャリストの育成、業務内容に応じた勤務体系など、新たな人事制度の導入を進める。

### 【取組項目】

#### 9-1 人材育成基本方針に基づく研修の充実

#### 9-2 人材活用システムの構築

#### 9-3 公平・公正な人事評価制度の構築

## 5 市民協働の行政運営の推進

### 10 協働型の行政運営の推進

市民と行政間での役割分担を明確化し、地域の身近な課題の解決や地域の特

色を生かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、住民のコミュニティの強化や行政と住民との協働の推進が必要である。

そのためにも、地域住民の自発的及び主体的な活動母体である地域運営体の設置及び組織育成をサポートしながら地域活動の推進を図る。

また、NPO及びボランティア団体をはじめとした支援組織の機能充実を図り、コミュニティ活動の促進に努める。

**【取組項目】**

10-1 地域住民組織の育成

10-2 補完性の原理に基づく協働の推進（6-1再掲）

10-3 男女共同参画社会の推進

## **11 情報の提供と共有の推進**

市民と行政の協働を進めるうえで、情報の提供及び情報の共有化は基本的な条件となる。これを踏まえ、市民への案内・周知・報告といった情報提供だけでなく、市が抱える重点課題を正確に情報提供し、問題提起しながら、市民の意見・提案を求め、市民と協働したまちづくりを図る。

**【取組項目】**

11-1 わかりやすい情報提供による市民理解の向上

11-2 広報公聴機能の充実

